洗車場の再開手順

最近の更新:
2020/7/17 ： 従業員と訪問者のフェイスカバーの着用および症状確認に関するポリシーを明確化するために更新されました。（変更部分は黄色で強調表示）

ロサンゼルス郡公衆衛生局（公衆衛生局）は、一般市民、すべての事業主、および地域組織に、企業と公共スペースの再開支援を呼びかけています。集団での「安全維持のための在宅命令」の取り組みを通じて、COVID-19の新規症例と入院患者数の減少に成功し、日常生活の多くの側面で段階的再開を可能にしました。

この移行を促進するため、公衆衛生局はすべての企業と機関に 復興計画に沿って再開に向けた計画を立てるため適切な手順を踏むことを求めています。以下は段階的再開を進めていくにあたり、従業員と利用者がリスク拡大を減らすための重要点であり、対策を講じる必要があります。

(1) 従業員と利用者の健康を保護するための方針と実践

(2) 適切な物理的距離の維持

(3) 適切な感染対策の実行

(4) 市民とのコミュニケーション

(5) サービスへの平等なアクセスの確保

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

すべての企業は、以下の適用可能な対策をすべて実施し、実施されない対策に関しては、適用されていない理由を説明する準備ができている必要があります。

企業名: _____

施設住所: _____

消防法に基づく最大収容人数: _____

一般に公開する概算総敷地面積: _____

A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（該当するものをすべて選択）

☐ 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。

- ☐ 脆弱なスタッフ（65歳以上、妊娠中、および慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。また、懸念事項については、医療従事者または産業保健サービスと相談して、職場に戻るかどうかを適切に判断している。

- ☐ 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。

- ☐ 脆弱な従業員が在宅勤務できるように職務の変更などの追加の保護策が提供されている。

- ☐ 物理的距離を最大限実践するため、代替、時間差、シフトのスケジュールが設定されている。

- ☐ すべての従業員に対して、病気のときやCOVID-19感染者に曝露した場合は出勤しないよう指示している。 従業員は、該当する場合には、自己隔離および外出自粛に関する自己隔離ガイダンスに従うことを理解している。従業員が病気のために自宅待機した場合にペナルティを受けないように、職場の休暇方針が見直され、修正されている。
  - ☐ 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。ファミリーファーストコロナウイルス対策法に基づく従業員の病気休暇の権利、労災補償給付金における従業員の権利、および州知事令N-62-20に基づく3月19日から7月5日に発生したCOVID-19への曝露に関する労働関連の推定を含む、COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する行政のプログラムに関する追加情報を参照する。

- ☐ 一名以上の従業員がCOVID-19に対して陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを知らされた際、雇用主は） 感染者の自宅隔離を促し、職場で曝露した全従業員の即時自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員がCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。職場でのCOVID-19への対応. に関する公衆衛生局のガイダンスを参照している。

- ☐ 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターの発生を公衆衛生局に（888）397-3993または（213）240-7821まで電話をして報告する。職場でクラスターが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、および職場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。 公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。

- ☐ 従業員が職場に入る前に症状の確認を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、および従業員が過去14日間にCOVID-19への感染が判明している人との接触があったかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。

- ☐ 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切な布製フェイスカバーを無料で提供している。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。 一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員は布製フェイスカバーを着用する必要はない。

- ☐ 従業員はフェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。

- □ すべてのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。
- □ 休憩室で、常に従業員の間で6フィートの距離を保てるよう、休憩時間をずらしている。
- □ すべての従業員、ベンダー、および配達スタッフは、物理的距離の維持、および他者が周囲にいる場合のフェイスカバーの着用に関する指示を受けている。
- □ 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは、以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。
  - ○ 休憩室 _____
  - ○ トイレ _____
  - ○ その他 _____
- □ 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。

  _____
- □ すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。
- □ 従業員は石鹸と水を以下の場所で利用できる。
- □ 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- □ 各従業員には、各自の用具、機器、および特定のワークスペースを割り当てている。 手持ちのアイテムの共有は最小化または排除している。
- □ 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- □ オプション – その他の対策の説明：

B. 適切な物理的距離の維持（該当するものをすべて選択）

- □ 可能である場合従業員が互いに少なくとも6フィートの距離を簡単に維持できるよう、職場の従業員数を常時制限している。

  施設内の最大従業員数は以下の人数に制限している：
- □ 施設内および屋外の一般の入り口付近に、顧客が列に並ぶ間隔6フィートの目印となるよう、テープまたは他のもので印をつけ、その印に従って距離を保つよう標識を掲示している。
- □ 顧客は列に並んで待つ間、および自動洗車の場合洗車の間、車内に留まる。
- □ 顧客が車内清掃や掃除機の使用をリクエストした場合、顧客は車を降りて待合室での待機を要する。

- ☐ すべての顧客用待合室は、顧客が6フィートの距離を維持できるように配置を再編成している。 従業員や他の顧客と接触する可能性のあるすべてのエリアで、顧客は布製フェイスカバーを着用する。

- ☐ 一般に公開されているエリア（受付けや待合室など）の家具は、物理的距離を保つために間隔をあけている。

- ☐ 施設は、顧客がセルフサービス掃除機や他のセルフサービスステーションを使用している間、互いに6フィートの距離を維持できると判断している。そうでない場合、顧客間の距離を最大限保つために一部のセルフサービスステーションを使用停止にしている。

- ☐ 顧客や従業員の間で少なくとも6フィートの距離を保つよう従業員に指示している。従業員は、支払いの受け取り、商品やサービスの提供、その他必要に応じて一時的に顧客に近づくことができる。

- ☐ レジのような物理的距離をとることができない場所には、プラスチック板（プレキシ素材）、またはその他の物理的な仕切りが設置されている。

- ☐ カスタマーサービスウィンドウまたはカウンターは、物理的距離を考慮して6フィート離している。

- ☐ 休憩室やと簡易台所内のテーブルや椅子の間の物理的距離は、物理的距離措置を実践するために間隔を広くしている。

- ☐ 従業員はどのエリアでも集わないようにし、特に公共エリアや、休憩室、ランチルーム、トイレなどの人の出入りが多いエリアには集わないようにしている。

- ☐ バーチャルでの会議が優先され、対面会議は推奨されていない。対面会議が必要な場合、参加者は10名以下に制限され、すべての参加者は布製フェイスカバーを着用する。会議は物理的距離を確保するのに十分な広さの部屋で行っている。

C. 適切な感染対策の実行（該当するものをすべて選択）

- ☐ 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やし職場内の換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。

- ☐ 共有する用具（タオル、クリーニング用品、掃除機のホースなど）は可能な限り排除されている。

- ☐ 専門の清掃サービスにより、オフィススペース全体のディープクリーニングを定期的に行っている。

- ☐ 可能な限り、ドア、ゴミ箱などは非接触型の物を使用している。

- ☐ 共通エリアおよび頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ、ライトのスイッチ、カウンター、電話、キーボード、タッチスクリーン、手すり、ベイガン、決済端末、洗車機器、自動販売機、洗浄機など）は、EPA承認の消毒剤を使用しメーカーの指示に従って定期的に消毒されている。

□ 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。

□ 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒している。説明：

_____

□ 可能であれば、カスタマーサービスまたは受付エリアには、従業員と顧客・来店者の間の接触を制限するため、プラスチック製の仕切りを設置している。

□ セルフサービスエリア（掃除機のノズルやホース、タッチスクリーン、コインボックス、自動販売機、トリガー・ワンド、ゴミ箱など）はスタッフによって監視され、EPA承認の消毒剤を使用しメーカー　の指示に従って定期的に消毒されている。

□ 車の外装ディテールは予約でのみ提供している。予約ログには顧客の氏名、電話番号、電子メールアドレスなどの顧客情報が記録されている。

□ 外装ディテールサービスのために洗車場に到着した際、顧客は外装ディテール作業向けに指定されたエリアに車を停める。指定されたエリアには非接触型ゴミ箱が設置され、作業をする従業員が他の従業員または顧客から6フィートの距離を維持できるように十分なスペースが保たれている。 可能な限り従業員は車内に入らず、サービスが終了後、顧客は停めておいた場所で車を受け取る。

□ 車の内装ディテールと内装の清掃は予約でのみ提供している。予約ログには顧客の氏名、電話番号、電子メールアドレスなどの顧客情報が記録されている。

□ 内装ディテールサービスで洗車場に到着した際、顧客は内装ディテール作業向けに指定されたエリアに車を停める。 指定されたエリアには非接触型ゴミ箱が設置され、作業する従業員が他の従業員または顧客から6フィートの距離を維持できるように十分なスペースが保たれている。顧客は車両から離れ、サービスが終了後、車を受け取る。

□ 車内の清掃は適切な物理的距離を保つため、車両ごと一名の従業員のみが担当している。 従業員は、使い捨て手袋、使い捨てガウン、布製フェイスカバーなどの個人用防護具(PPE)を着用している。可能な限り、清掃中は車両の喚起を十分行っている（例、すべての窓やドアを開けておく）。

□ 車内の清掃に使用したPPE は清掃後にすべて取り外し廃棄している。従業員は、手袋とPPEを取り外した後、石鹸と水で少なくとも20秒間手を洗い、石鹸と水が利用できない場合は、アルコール　濃度60%以上の手指消毒剤を使用している。

□ タオルドライサービスは屋外洗車サービスでのみ利用可能とし、タオルは従業員間で共有せず定期的に洗濯している。

□ 施設に到着した顧客に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明する。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている顧客はこの要件から免除される。従業員と他の来訪者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参せずに到着した顧客

が利用できるフェイスカバーを用意する。

☐ 来訪者が施設に入る際に、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、およびその他の自覚症状が含まれる。これらの確認は、対面式で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来訪者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの代替方法で行う。

☐ 手指消毒剤、石鹸と水、ティッシュ、ゴミ箱は施設の入り口または入り口付近、受付けおよび職場内の至る所や人が直接やり取りをする屋外に設置されている。

☐ 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。

- 休憩室 _____
- トイレ _____
- その他 _____

☐ オプション – その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する）

D. 市民とのコミュニケーション

☐ 本手順のコピーは施設のすべての公共の入口に掲示されている。

☐ 施設内の安全性を維持する方法（物理的距離の維持、フェイスカバーの着用など）について一般市民に明確なガイダンスを提供するため、標識が掲示されている。

☐ 施設の各公共の入り口に標識が掲示され、すべての従業員と顧客に、咳や発熱がある場合は施設内に入らないよう通告がされている。

☐ 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバー着用の必要性、およびその他に関する明確な情報を提供している。

E. サービスへの平等なアクセスの確保

☐ 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。

☐ 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。

☐ 移動が制限されている、または公共スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は上記に含まれていない追加対策について別紙に記載し本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

会社の担当者名: _____ **電話番号:** _____

最終更新日: _____